

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程

平成31年4月11日 EIC第310411002号
一般財団法人環境イノベーション情報機構制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付要綱（平成29年3月29日付け環地温発第1703299号。以下「交付要綱」という。）及び省エネ家電等マーケットモデル事業実施要領（平成29年3月29日付け環地温発第17032910号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとす

る。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金における以下の各事業の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

なお、以下「家電」とは、当該補助金の対象製品であるエアコン、冷蔵庫とし、「対象期間」とは、5月10日から12月31日とする。

一 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

ア 補助金交付申請額算定方法

(一) 2018年度（平成30年度）対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数及び同対象期間における当該家電の販売台数より、同対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率を算出する。

なお、5つ星省エネ家電販売構成比率については、小数点第2位を切り上げるものとする。

(二) (一)で算出した2018年度（平成30年度）対象期間の5つ星省エネ家電販売構成比率に基づき、機構が定める数値を乗じた2019年度（平成31年度）の販売数量基準値を算出する。

ただし、省エネ家電等マーケットモデル事業を継続して実施する事業者は、平成30年度の同事業の確定額の算出に使用した販売数量基準値を用いることができる。

なお、販売数量基準値については、小数点第2位を切り上げるものとする。

(三) (二)で算出した2018年度（平成30年度）の販売数量基準値に対して、当該年度対象期間における販売数量目標値を設定する。

なお、販売数量目標値については小数点第1位までとする。

(四) (三)で算出した販売数量目標値から(二)で算出した販売数量基準値を差し引いた数値に対して、販売数量基準値を算出した年度の対象期間の家電の販売台数を乗じて得た2019年度（平成31年度）の5つ星省エネ家電販売増加想定台数を算出し、エアコン1台あたり4,000円、冷蔵庫1台あたり7,000円をそれぞれ乗じて得た額を算出する。

なお、算出した5つ星省エネ家電販売増加想定台数については、小数点以下を切り捨てるものとする。

(五) (四)で算出した補助対象経費と別表第1の第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 補助金交付確定額算定方法

(一) 2019年度（平成31年度）度対象期間における5つ星省エネ家電の販売台数及び同対象期間における当該家電の販売台数より、同対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率を算出する。なお、算出した5つ星省エネ家電販売構成比率については、小数点第2位を切り上

げるものとする。

- (二) (一)で算出した2019年度(平成31年度)対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率から前号(二)で算出した販売数量基準値を差し引いた数値に対して、2019年度(平成31年度)対象期間の販売台数を乗じて得た当該年度の5つ星省エネ家電販売増加台数を算出する。

なお、算出した5つ星省エネ家電販売増加台数については、小数点以下を切り捨てるものとする。

- (三) (二)で算出した2019年度(平成31年度)の5つ星省エネ家電販売増加台数のうち、買換えが確認された台数を算出する。

- (四) (三)で算出した2019年度(平成31年度)の5つ星省エネ家電買換確認台数にエアコン1台あたり4,000円、冷蔵庫1台あたり7,000円をそれぞれ乗じて得た額を算出する。

- (五) (四)で算出した補助対象経費と別表第1の第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。

- 二 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具(LEDシリーリングライト及び工事が伴うLED照明)を対象とする。以下同じ。) 買換促進事業

第4条第1項第一号に定める事業を実施する場合であって、2019年度(平成31年度)対象期間における5つ星省エネ家電販売構成比率が販売数量基準値を超過し、5つ星省エネ家電買換確認台数が算定された場合に限り対象とする。

ア 中小小売店が第4条第1項第一号に定める事業を実施する場合、2019年度(平成31年度)対象期間に5つ星省エネ家電と組み合わせて販売したLED照明器具の販売台数に200円を乗じた額を算出する。

イ アで算出した補助対象経費と別表第1の第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

2 この補助金の一事業者あたりの交付額は、前項により算出された各事業の合計額が5,000万円を超える場合は、5,000万円を上限とする。

3 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(共同で申請する場合は代表事業者を指す。以

下「申請者」という。)は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 機構は、第4条第3項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならぬ。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止(廃止)承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならぬ。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出

して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく機構に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 機構は、第8条第六号の規定による報告書に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他

の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の1月30日のいずれか早い日までに様式第10による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、第4条第3項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を機構に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

第14条 機構は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行する

ことができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 機構は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（秘密の保持）

第15条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

第16条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この規程は、2019年（平成31年）4月11日から施行する。

別表第1

1 補助事業	2 補助対象経費	3 基準額	4 補助率
① 5つ星省エネ家電(エアコン、冷蔵庫)を対象とした 買換促進事業	① 第4条第一号により算出した経費	機構が必要と認めた額	定額
② 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換 促進事業	② 第4条第二号により算出した経費	機構が必要と認めた額	定額

別表第2

1 費目	2 細分	3 内容
業 務 費	賃金	事業を行うために必要な労務者に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
	共済費 (社会保険料)	事業を行うために必要な労務者に対する共済組合(社会保険料)負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
	通信運搬費	事業を行うために必要な郵便料等通信費をいう。
	委託料	事業を行うために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
	雑役務費	事業を行うために必要な派遣職員等役務の提供を受けた対価をいう。
	使用料及び 賃借料	事業を行うために必要な会場使用料や機器のレンタル費用等をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
	消耗品費	事業を行うために必要な事務用品等消耗品の購入に係る経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1 対象事業の要件

統一省エネルギー・ラベル5つ星の家電製品等（以下「5つ星省エネ家電等」という。）への買換えを対象とした買換促進支援を行うことにより、地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE」の取組みの1つである省エネ家電への買換えを消費者に促し、民生部門のCO₂排出削減を促進させることを目的とする事業であること。

2 補助金の交付を申請できる者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

一 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

民間企業

ア 家電を販売する小売業者

（実店舗販売又はインターネット通信販売、もしくはその両方を行う法人及び個人事業主）

イ 家電を販売する店舗が出店しているインターネット・ショッピングモール事業者

二 中小小売店（中小企業基本法に該当する中大小売店（以下「中大小売店」という。））が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

民間企業（家電を販売する小売業者のうち、中大小売店）

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳

（①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業）

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳

（①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業）

様式第11 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第12 精算払請求書（第13条関係）

様式第1（第5条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構

理事長 大塚 柳太郎 殿

申請者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付申請書

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

円

3 補助事業に要する経費

別紙2及び別紙3 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

別紙1

省エネ家電等マーケットモデル事業実施計画書

事業実施の団体名				
事業者区分	<input type="checkbox"/> 中小小売店		<input type="checkbox"/> インターネット・ショッピングモール事業者 <input type="checkbox"/> その他	
資本金	円		従業員・職員数	名
事業実施の担当者	事業実施の代表者			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
				〒
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）			
	氏名	事業者名・役職名		備考
	電話番号	FAX番号	E-mailアドレス	
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話・FAX番号

<1. 事業の内容>

○ 2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業の実施（レ点チェック）

2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業を実施している（継続事業者）

2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業を実施していない（新規事業者）

※ 継続事業者とは、2018年度（平成30年度）省エネ家電等マーケットモデル事業を実施し完了実績報告書を提出した事業者

○ 国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）賛同（賛同している場合はレ点チェック）

賛同している

賛同していない

※事業実施には賛同登録をしている必要があります

① 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

ア 事業の概要（5つ星省エネ家電への買換促進計画）

※ 買換促進計画を記載してください。

※ 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業を行う場合は合わせて記載してください

イ 販売数量基準値、販売数量目標値及び補助金所要額

※ 別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳（①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業）を添付してください

ウ 家電リサイクル法の遵守状況・体制

- ・家電リサイクル法第9条の引取義務及び第10条の引渡義務の履行体制の有無（レ点チェック）

履行体制がある

履行体制がない

※事業実施には履行体制がある必要があります

- ・家電リサイクル法第13条の収集運搬料金の公表

A ウェブサイトに掲載している場合 （レ点チェック）

※ウェブサイトに掲載している場合は、該当ページのコピーの添付及びURLを記載してください
(様式任意)

URL :

B 店頭に掲示等している場合

※店頭に掲示等している内容をコピーし提出すること（様式任意）

② 中小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

※ 別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳（①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業）を添付してください

<2. 事業開始日>

年 月 日

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用すること。

別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳

(①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業)

【入力手順】 ※網掛け部分のみ数字を入力すること

- | | | |
|-------------------|--------------------|------------------------|
| 1. 事業者名を入力(A) | 3. 対象期間の販売台数を記入(D) | 5. LED照明の販売目標台数を記入 (G) |
| 2. 該当する事業区分を選択(B) | 4. 販売数量目標値を記入 (E) | |

事業者名(A)	事業区分(B)
	中小小売店：1 その他の事業者：2 インターネット・ショッピングモール事業者：3

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

・エアコン（補助金額 4000円（1台あたり））

対象期間(5/10～12/31)の販売台数		販売数量 基準値	販売数量 目標値 (E)	販売数量基準値 を上回った台数	補助金所要額 (F)
5つ星 (C)	全体 (D)				

・冷蔵庫（補助金額 7,000円（1台あたり））

対象期間(5/10～12/31)の販売台数		販売数量 基準値	販売数量 目標値 (E)	販売数量基準値 を上回った台数	補助金所要額 (F)
5つ星 (C)	全体 (D)				

②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

※中小小売店に限る

販売目標台数 (G)	補助金所要額 (F)

合計 (Fの合計)	
-----------	--

別添1 2018年（平成30年）5月10日～12月31日の「エアコン」の販売一覧

エアコン						
No	メーカー	型番	5つ星対象商品 (*1)	販売日	納品書または売上 伝票等の整理番号 (*2)	インターネット 通販情報
1	○○○	AA-123456	○	2018/5/10	A-123	
2	○○○	AA-7894100	-	2018/6/1	B-456	
3	○○○	AA-111213	○	2018/8/16	C-789	
4	○○○	AA-141516	-	2018/12/31	D-012	
5						
.						
.						
.						
5つ星合計						

注) *1 *2は中小小売店に限り省略可能です

記入欄が少ない場合は、セルを追加して使用して下さい

別添2 2018年（平成30年）5月10日～12月31日の「冷蔵庫」の販売一覧

冷蔵庫						
No	メーカー	型番	5つ星対象商品 (*1)	販売日	納品書または売上 伝票等の整理番号 (*2)	インターネット 通販情報
1	○○○	BB-123456	○	2018/5/10	A-123	-
2	○○○	BB-7894100	-	2018/6/1	B-456	自社
3	○○○	BB-111213	-	2018/8/16	C-789	-
4	○○○	141516	○	2018/12/31	D-012	D社（モール）
5						
.						
.						
.						
5つ星合計						

注) *1 *2は中小小売店に限り省略可能です

記入欄が少ない場合は、セルを追加して使用して下さい

様式第2（第6条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構

理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 変更交付申請書

年　月　日付け EIC 第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）を下記のとおり変更したいので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載する。

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。

3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成すること。

様式第3（第7条関係）

EIC 第 号

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業)交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで交付申請のあった2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）については、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程（年 月 日 EIC 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付け交付申請書のとおりである。

2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

補助基本額 金 円 補助金の額 金 円

3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、 年 月 日付け交付申請書記載のとおりである。

4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。

5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付要綱（平成29年3月29日付け環地温発第1703299号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）実施要領（平成29年3月29日付け環地温発第17032910号）及び交付規程に従わなければならない。

6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第4（第7条関係）

EIC 第 号

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業)変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付けで変更交付申請のあった2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）については、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程（年 月 日 EIC 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け EIC 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 印

記

1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け変更交付申請書のとおりである。

2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円

3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け変更交付申請書記載のとおりである。

4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付要綱（平成29年3月29日付け環地温発第1703299号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）実施要領（平成29年3月29日付け環地温発第17032910号）及び交付規程に従わなければならない。

5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の通知の日から15日以内とする。

6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

様式第5（第8条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構

理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 計画変更承認申請書

年　月　日付け EIC 第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）の計画を下記のとおり変更したいので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 中止(廃止)承認申請書

年　月　日付け EIC 第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)を下記のとおり中止(廃止)したいので、2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)交付規程第8条第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止(廃止)を必要とする理由
- 2 中止(廃止)の予定年月日
- 3 中止(廃止)までに実施した事業内容
- 4 中止(廃止)が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止(廃止)後の措置

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
2 中止(廃止)までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載する。

様式第7（第8条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 遅延報告書

年　月　日付け EIC 第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）の遅延について、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定期日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構

理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所

氏名又は名称

代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（省エネ家電等マーケットモデル事業）遂行状況報告書

年　月　日付け EIC 第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）の遂行状況について、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理 事 長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業)
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け EIC 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)について、2019年度(平成31年度)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(省エネ家電等マーケットモデル事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額(交付規程第12条第1項による額の確定額)

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10（第11条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構

理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 完了実績報告書

年　月　日付け EIC 第　　号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）を完了（中止・廃止）しましたので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金　　円（　　年　　月　　日 EIC 第　　号）

2 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績
別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳のとおり

4 補助事業の実施期間
年　月　日 ～ 年　月　日

5 添付資料
その他参考資料（領収書等含む。）

注　規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙1

省エネ家電等マーケットモデル事業実施報告書

事業実施の団体名					
事業者区分	<input type="checkbox"/> 中小小売店			<input type="checkbox"/> インターネット・ショッピングモール事業者	
	<input type="checkbox"/> その他				
資本金	円	従業員・職員数		名	
事業実施の担当者	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
				〒	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名		備 考	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<1. 事業の内容>					
<p>① 5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業</p> <p>販売数量基準値、販売数量目標値及び補助金所要額</p> <p>※ 別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳（①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業）を添付して下さい</p> <p>※ 別添1 補助対象期間の「エアコン」の販売一覧、別添2 補助対象期間の「冷蔵庫」の販売一覧を添付して下さい</p> <p>② 中小小売店が実施する5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具を組み合わせた買換促進事業</p> <p>※ 別紙2 省エネ家電等マーケットモデル事業に要する経費内訳（①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業）を添付して下さい</p> <p>○ 実施した販売促進策の内容及び最も効果的となった取組について<①～③共通></p> <p>※ 実際に実施した販売促進策の内容及び最も効果的となった取組を記載して下さい</p>					

<2. 事業スケジュール>

※事業の実施スケジュール（実績）を記入すること

年　　月　　日　～　　月　　日

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付して下さい

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用して下さい

別紙2 省エネ家電マーケットモデル事業に要する経費内訳（完了実績）

(①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業及び②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業)

【入力手順】 ※網掛け部分のみ数字を入力すること

- | | | |
|-------------------|----------------------------|---------------------------|
| 1. 事業者名を入力(A) | 3. 補助対象期間の販売台数を記入(C)(D)(G) | 5. 5つ星への買換えが確認できた台数を記入(F) |
| 2. 該当する事業区分を選択(B) | 4. 交付決定された際の販売数量基準値を記入(E) | 6. 交付決定された額を記入(I) |

事業者名 (A)

事業区分 (B)
中小小売店：1 その他の事業者：2 インターネット・ショッピングモール事業者：3

①5つ星省エネ家電を対象とした買換促進事業

- エアコン (補助金額 4000円 (1台あたり))

補助対象期間の販売台数		販売数量基準値 (E)	販売数量基準値を上回った台数	5つ星への買換えが確認できた台数 (F)	補助金所要額 (H)
5つ星 (C)	全体 (D)				
 					

- 冷蔵庫 (補助金額 7,000円 (1台あたり))

補助対象期間の販売台数		販売数量基準値 (E)	販売数量基準値を上回った台数	5つ星への買換えが確認できた台数 (F)	補助金所要額 (H)
5つ星 (C)	全体 (D)				
 					

②5つ星省エネ家電と組み合わせたLED照明器具買換促進事業

※中小小売店に限る

販売台数 (G)	補助金所要額 (H)
 	

合計 (Hの合計)	
補助金交付決定額 (I)	
過不足額	

別添1

補助対象期間の「エアコン」の販売一覧

合計 ※集計した結果を記入ください								
販売台数（全体）		5つ星販売台数		5つ星かつリサイクル券のある台数		LED照明器具セット販売台数 (5つ星かつリサイクル券のある)		
エアコン製品情報								
No	メーカー	型番	5つ星対象商品	販売日	納品書又は 売上伝票等の 整理番号	インター ネット 通販情報	リサイクル券管理票 番号 (※1)	販売前製品情報 セット販売 (台数) 備考（メーカー型式等） 台数分のメーカー名及び型式をすべて記載 (※2)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

別添2

補助対象期間の「冷蔵庫」の販売一覧

合計 ※集計した結果を記入ください								
販売台数（全体）		5つ星販売台数		5つ星かつリサイクル券のある台数		LED照明器具セット販売台数 (5つ星かつリサイクル券のある)		
エアコン製品情報								
No	メーカー	型番	5つ星対象商品	販売日	納品書又は 売上伝票等の 整理番号	インター ネット 通販情報	リサイクル券管理票 番号 (※1)	販売前製品情報 セット販売 (台数) 備考（メーカー型式等） 台数分のメーカー名及び型式をすべて記載 (※2)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								

様式第11（第12条関係）

EIC第 号

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業)交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け EIC 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程 年 月 日 EIC 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第12（第13条関係）

年　月　日

一般財団法人環境イノベーション情報機構
理事長 大塚 柳太郎 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(省エネ家電等マーケットモデル事業) 精算払請求書

年　月　日付けEIC第　号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）の精算払を受けたいので、2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（省エネ家電等マーケットモデル事業）交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳

（精算払の場合） （単位：円）

交付決定額	確定額	差引請求額

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。